

新公審査答申（情）第26号
令和6年8月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新男女第541号の11によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月1日付け、新広聴第306号の2により行った一部公開決定において非公開とした、委託料部分は公開すべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年9月18日、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、請求人が10月23日に弁護士無料相談を受けたが、この相談に関し契約書に基づき市が弁護士会に支払った金額を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求した。
- 2 実施機関は、本件請求文書を、支出命令書（以下「本件対象文書」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第3号に該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年10月1日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年10月11日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第12条の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月13日	諮問書受理
令和5年12月18日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月29日	審査会開催（第2回）
令和6年 4月30日	審査会開催（第3回）

令和6年 5月31日	審査会開催（第4回）
令和6年 7月26日	審査会開催（第5回）

第3 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

- 1 一般公開されている予算書には、委託料が記載されている。一般に公開されている金額は公開しなければならない。金融機関以外は公開しない理由がない。
- 2 市民の市税に対する知る権利はないのか。市と県弁護士会との契約は一者随意契約により締結されており、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書については、条例第6条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を含むと考えられる。法律相談業務委託契約は新潟市と県弁護士会との間で一者随意契約により締結し、弁護士無料法律相談業務を実施している。県弁護士会は、新潟市と同様の法律相談窓口に弁護士を派遣する契約を複数の行政機関や公共団体等と契約していることから、一般に知られることのない法人の運営（個別の取引内容及び財務状況）に関する情報にあたる3か月分の支出命令書及び支払額を公にすることは、業務実施回数により委託料単価を類推できるため、県弁護士会の他の契約において、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書の一部が条例第6条第3号に該当するとして、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。また、前述第3の審査請求人の主張及び第4の実施機関の主張から、本件審査請求の争点が、本件対象文書に記載されている委託料の条例第6条第3号アの該当性であることを踏まえて、以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 条例第6条第3号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定められている。前述第4記載の実施機関の主張のみでは、当審査会において、条例第6条第

3号アの該当性について、容易に判断できなかつた。そのため、「県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」について実施機関に対し、改めて具体的に説明を求めた。しかし、実施機関から当審査会に対して、前述第4記載の実施機関の主張以外の新たな説明はなかつた。

また、当審査会においても本件対象文書に記載されている委託料を見分し、支出命令額及び支払額の記載があることを確認したが、これらの記載された情報において条例第6条第3号アの該当性を見出すことはできなかつた。

(2) 以上の経過から当審査会においては、実施機関の主張は、県弁護士会との契約に及ぼす影響がどのようなものか具体的に説明されておらず、抽象的で説得力がないと判断せざるを得ない。

したがって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張には十分な論拠を見出すことができないため、本件対象文書に記載されている委託料については公開することが妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成